

清末湖北省財政の分権的展開

——辛亥革命の財政史的前提——

黒田明伸

【要約】 清末の二度の賠償金と新軍創設を中心とする権力的改革は、各省政府に急激な財政膨張を強制する。改革を強力に推進した湖北省の場合、それに伴う経費膨張に対し、通過税・消費税を中心とする流通依存型の税収体系に銅元鑄造差益等の租税外収入を加えた歳入構成を築くことにより対応する。しかし獲得した財政上の相対的優位の故に湖北省は軍備拡張に於て過重な負担を強いられ、それは行政業務に支障を与え、省政府と清朝中央の間には政策上の矛盾が生ずる。湖北省の財政的優位の背景には世界市場包摂に伴う漢口経済の発展があり、官錢局の諸活動がそこに於て中心的な役割を果たす。

史林 六六卷六号 一九八三年一月

一 問題の所在

清末或いは辛亥革命研究に於て財政問題の占める比重は極めて低い。その一方で帝国主義により課せられた賠償金によりもたらされる財政規模の畸形的膨張、その対応策としての無原則的増税・課税対象拡大、即ち大衆収奪、そして辛亥革命への傾斜という窮迫革命的な図式は定着している^①。それとともに今一つ中国近代史を通して財政に対する通説的な像を形成しているものに「官僚私産論」というべきものがある。徴税官吏の中間搾取による私財形成と上部機関のそれに対する容認の構造を論ずるものである。それは公財政不在論に近く、^②兵隊と税金屋の国家観それは同時代人の觀念とも通ずるが^③を普及させる。徴税機構全体の委任的かつ協調的な性格と行政権力の多元的構造という周知の事実を踏まえた「官僚私産

論」は洋務期にも適應され、私産的性格は更に拡大されたと評価される。そして清末の課税されぬものはないと言われる。「苛捐雜税」の社会状況と結合され、同時期の権力的改革、新政に対する反動的再編の評価を形づくる重要な要因となる。前の図式は「官僚私産論」により補強されるのである。国民経済形成に於て統一財政の成立が重要な条件となるのは言うまでもないが、清末民国初に於てその最大の障碍とされたのが、「就地籌款」即ち地方特に省政府が独自の財政権を有し固有な税收体系を形成していることであつた。^⑦「官僚私産論」的観点からすると、これこそ封建的分割とも解釈されることになる。^⑧

しかし別稿の如く、小論でも対象とする清末湖北省政府は年一五〇〇万串以上の紙幣を發行し全省一帯に額面流通させる程の「公信用」を形成していた。^⑨それは流通拡大による貨幣需要の昂りを歴史的前提とした经济管理機能であり、そして財政の恣意的性格を強調するが故に、国家の経済的力能と社会の再生産を相互作用的に把握られず兩者の論理を切斷してしまふ「官僚私産論」では説明不能な側面なのである。

清末の財政問題、特に省財政は省政府主体に推行されたとされる光緒新政の歴史的評価に関わる。新政諸政策は清朝存命のための反動的再編とみなされる一方、原蓄過程として把握られもする。^⑩後者の場合、二十世紀初の民族資本勃興は新政により実現されたとされる。だが新政と民族資本勃興の有機的連関を論証するのであれば、権力の経済的側面たる財政を含んだ検討が必要とされる。権力の生産過程への直接介入による資本制創出に限定した分析はともすれば官営工場の成否の解釈に論点が留まりやすく、また民間の機械への偏見を打破したというような観念的な確認の域を出なくなる恐れがある。公的収奪の体系と社会の再生産の論理を切斷せず総合的に検討してこそ原蓄論は発展する。小論はかかる観点から、省財政分析、特に経費膨張と歳入構成の変化の意味を検討し、清末の権力の性格に迫ろうとするものである。湖北省こそは総督張之洞の下、新政を最も積極的に推進した省であつた。

- ① 菊池貴晴『現代中国革命の起源—辛亥革命の史的意義—』（一九七三年新訂）一六二—一六五頁。湖北人民大學政治經濟學教室編『中国近代國民經濟史叢書』（一九五八年）池田誠等訳上巻三七五—一六頁。最近では姫田光義等『中国近現代史』上巻（一九八二年）一七九—一八三頁。全て、賠償金・新政経費と苛捐雜税と抗捐抗糧闘争と辛亥革命という論理展開をもつ。なお『中国近現代史』上巻一四四頁に於て小島淑男氏は房捐・舖捐について、従来の地稅附加から商工業課税への転換を意味し商工業奨励策の一側面を示すものと扱っている。小論のねらいはその転換の意味を更に掘り下げることにある。
- ② 鈴木中正『清末の財政と官僚の性格—近代中国研究委員会編『近代中国研究』第二輯所収。州県の公金の敗欠問題を論じ、官僚層の私欲主義を上級機關まで及ぼせる。論文の対象自体は嘉慶道光年間である。例えば村松裕次『中国經濟の社会態制』（一九七五年復刊）一一八一—九、一四六頁。各級政府は私經濟的・契約的であり、その維持のため「私的」武力を用いるとする。
- ③ 「官僚私産」と委託的協調的徵稅機構の性格そのものは無論解決されるべき研究課題である。ただ構造論的な「中国的」特殊性の確認にとどまることなく、強制經濟の再生産の構造を歴史的動態として前近代史から近代へ通貫させる視点こそが必要とされる。但しそれは小論の課題ではない。
- ④ やはり租稅は私的収奪とみなされている。

二 湖北省財政の規模と歳入構成

清末十年間は省財政が急膨張した時期である。表1に光緒二八年の戸部編による各省歳入表と、暫行予算章程に基づいて編まれた各省宣統四年度予算により、歳入構成の変化と財政規模の増大を示した。下部機關からの報告をあいまいなま

我商民每視租稅為君上之私産、不知与其身家有何關係。
『東方雜誌』二一四「論各省因捐滋事案」。

- ⑤ 財政業務の不統一性、地方分権的状況については木村増太郎『支那財政論』（一九二六年）第二章財政組織を参照。
- ⑥ 芝原拓自『日本近代化の世界史的位階—その方法論的研究』（一九八一年）三九二頁。
- ⑦ 民国初の財政部長周学熙は財政制度の欠陥として一に就地籌款。二に國稅・地方稅未分離。三に統一國庫欠如、四に公平な課稅原則欠如を挙げていた。賈士毅『民国財政史』正編上冊一三五頁。周と同じ観点から清末財政の分権状態を包括的に整理したものに彭雨新「清末中央與各省財政關係」『社会科学雜誌』九—一。
- ⑧ 最近では前掲芝原著書四四三頁。
- ⑨ 拙稿「清末湖北省に於ける幣制改革—經濟裝置としての省権力」『東洋史研究』四一—三。
- ⑩ 菊池貴晴「經濟恐慌と辛亥革命への傾斜」『中国近代化の社会構造』（一九六〇年）一〇六頁。
- ⑪ 横山英『辛亥革命研究序説』（一九七三年）三八頁。里井彦七郎「中国近代化過程に関する三つのとらえ方について」『アジアの変革（下）』（一九九一五〇頁。前者は新政の本質を「上からのブルジョワの改良」に原密としつつ絶対主義と規定し、後者は買弁的官僚ブルジョワジーによる中国型平原密過程として追求することを提唱。

表1 湖北・山東両省歳入構成の変化

(1902年)	湖 北	山 東	(1912年)	湖 北	山 東
田 賦	1,420,684 (18.2)	3,802,060 (69.7)	田 賦	1,714,480 (11.8)	5,368,471 (43.5)
塩 課	998,741 (12.8)	270,675 (5.0)	塩 課	1,910,070 (13.1)	1,863,715 (15.1)
関 税	2,716,474 (34.9)	1,154,657 (21.2)	関 税	3,837,420 (26.3)	2,473,907 (20.0)
厘 金	2,391,834 (30.7)	5,181 (0.1)	貨物税	2,521,325 (17.3)	138,940 (1.1)
土 薬 税	246,016 (3.1)	72,359 (1.3)	正雑各税	1,067,462 (7.3)	1,006,993 (8.2)
雑 税	14,233 (0.2)	76,958 (1.4)	正雑各捐	472,427 (3.2)	70,547 (0.6)
計	7,787,982 ^兩 (100)	5,451,894 ^兩 (100)	官業収入	455,255 (3.1)	94,832 (0.8)
			雑 収 入	2,596,313 (17.8)	1,321,413 (10.7)
			計	14,574,751 ^兩 (100)	12,338,818 ^兩 (100)

()内は百分比。
 1902年は『支那経済全書』第1輯944-5, 961-3頁。
 1912年は『民国財政史』正編上冊37頁。

ま加算したにすぎず、絶対額として処理するには危険の多い数値であるが、傾向を読み取るには有効である。
 湖北省財政は七七八万兩から一四五七万兩と十年間に倍増したが、各項目の税収伸び率には差異が認められる。まず田賦は二〇%の上昇率にとどまっておろ、財政規模拡大にほとんど寄与していないことが目立つ。それに対し塩税は九〇%、

関税四一%の伸びを見せており、これら消費税・通過税の省財政に占める割合は大きい。それでもこの関税・塩税・厘金の占有率が低下しているのは、公債と籤捐(宝くじ)を中心とすると思われる雑収入が宣統四年予算の約六万の一を占めていること、雑税が十倍になっていること、光緒二八年にはなかった官業収入、正雑各捐が一〇%弱を占めていることによる。表2は清末二〇年間に設けられた税目を列挙したものであるが、各種営業税が目につく。一つの特色は、同じ直接税に属する田賦が低率の伸びに抑えられている同期間に、都市依存の直接税である営業税を主とする正雑各捐が増加していることである。各新税が新政の諸業務を費目として指定した形で設けられていることは、旧来の主たる税収の増大では新政に伴う経費増大に対応しきれず、課税対象を拡大することによって切り抜けようとしたことを物語る。
 以上の諸点は全国的にはどのように位置付けられるべきか。ほぼ同程度の財政規模を有する山東省の歳入構成の変化を同じく表1に示した。十年間で、やはり歳入は倍増している。塩税の増加、雑税の比重増大といった点も共通している。見過せないのは田賦と厘金の占有率

表2 清末湖北省における新税一覧

	税目	開始年	用途
貨物税	火車捐	1902	40～50万串。軍事費 災害救援 兵工廠経費。20万両。① 京餉 湖南中学堂経費 学堂経費 農業学堂経費 鋼業廠経費 備荒用 粵漢鐵路票購入 学堂経費
	百貨一文賑捐	1892	
	籌防捐	1900	
	菸酒糖捐	1894	
	洋油捐	1898	
	加抽煤油捐	1905	
	加抽石餅捐	1902	
	加抽雜糧牛皮捐	1901	
	加抽穀捐	1901	
	米儲備捐	1907	
正雑各捐	湖賑捐	1902	警察経費 模範監獄経費 勸業場、農業学堂 学堂建設 獄囚供食 警察経費 漢口練勇新経費 警察経費 警察経費
	房鋪捐	1892	
	質当捐	1892	
	商学堂捐	1908	
	(旧賠款捐)	1902	
	猪市捐	1899	
	車牌照捐	1904	
	錢業牌防捐	1908	
	号团防捐	1901	
	輪渡捐	1903	

『湖北財政説明書』より。①は『張文襄公全集』公牘33
「批借穀局詳籌擬添機加製辦法」。

られたものである。清朝はそれを各省による負担分担で切り抜けようとしたが、急激な膨張強制は、課税対象拡大という共通性の中に各省の歳入構成の独自性を強調させることとなる。まずその歴史具体的過程の分析から始めよう。

① 光緒二十九年一二月戸部編となっている。賠償金分担と練兵処経費負担に伴う新しい財政収入は未報なので入れていないとしている（支那経済全書」第一輯九三―一九頁）。関税収入より一九〇二年（光緒二十八年）と判断した。同様の数値は『東方雜誌』五十一「各省歳入報部表」にもある。

② 宣統四年予算に於て湖北省雑収入は全額雑収入中一二%を占める。全額歳入中の湖北省歳入の割合は六%にすぎない。雑収入に分類され

る収入項目中には彩票（宝くじ）利益の七八十万両を除くと公債以外に大きな財源はない。賈士毅『民国財政史』正編上冊三六一―八頁。『湖北財政説明書』五一―五頁。

③ 正雑各税には契税・当税（質店營業税）・牙税・印花税・菸酒糖税・牲畜税等が含まれる。光緒二十八年の雑税と同じ内容。『湖北財政説明書』一九―二三頁。

収益状況は悪く、糸麻紗布四局の官業租金以外はほとんど官錢局余利と考えてよい。『湖北財政説明書』四五—五一頁。

⑤ 河南省は田賦収入が三四二万両から五六六万両へと六三%の増加を見せ、一九二二年に於ても全歳入の六五%を占める。陝西省も田賦は一八二万両から二七八万両へ五四%の増加率を示し占有率はなお五六

%であった。出所は表1に同じ。

⑥ 広東省の田賦占有率は一九〇二年一三%、一九二二年一〇%。

⑦ 歳入構成の省較差は太平天国期以後の華中華南における厘金による田賦の補充代位に端を發するとみてよからう。和田清『東亜史論叢』(一九四二年)一四九頁。

三 湖北省財政の展開過程

(1) 一九〇二年前——財政保守主義との相克

張之洞は湖広総督に転任するや、京漢鐵路建設、その自力更生の要としての漢冶萍製鉄機構、漢冶萍を原料供給源とする兵工廠の三大事業を機軸とする政策を打ち出す^①。もとよりそれらは湖北省一省の負担によるべきものではなく、鉄道と製鉄事業はおおよそ中央負担となったが^②、兵工廠経費は湖北省負担であった。張はその財源として土藥(國産阿片)税と宜昌塩厘に着目し、前者二十万両後者十萬兩を兵工廠に回した。塩厘は予てから湖北省財政の一つの要とされていたが、張は一八八四年開始の江防加価の名目により生じた四川塩厘分十萬兩を回すに止める。当時塩厘減収が問題になっていたが、張はこれを徵稅業務不備による遺漏が主要原因と見なし、増稅の方針を示さなかった。同様な傾向は土藥への課稅についても見られ、まず徵稅機構を整備することに重点が置かれた。具体的には国内最大の阿片産地たる四川省への窓口「宜昌に專局を設置して揚子江下流域への流出を点検し、省内消費については、漢口の阿片販賣店を調査し、これを通じて管理する方針を示している^③。また厘金徵収にも統制を加えてゆく^④。兵工廠経費に回した塩厘の補填分として厘金整理による増収分を期待したからである^⑤。

張之洞赴任当初に於てその財政政策は旧来の税目の範囲内で徵稅業務の能率化を図るに止まり新たな財政収入を創出す

るには到らなかつた。兵工廠經費を捻出する程度の經費増大は消極的財政方針で事足りたのである。

日清戦争と賠償金支払により生じた見返りのない四国借款は、中央並びに省政府の財政方針を転換させる第一の画期となる。年二六〇万ポンドを越える返済^⑨と分割危機下に於ける近代式軍隊創設の不可避性は、否応なく財政規模を拡大させる。統一国庫制をもたない清朝中央政府は各省と各海關に負担を分散させる方式を取る。中央統制を旨とする戸部としては同時に各省關に財政収入増加の為の指針を示さねばならなかつた。幾多の財源創出案の結果として浮かび上がったのは、旧兵削減・錢糧調査・厘金整理を主とし、間接消費税増税(茶・砂糖・塩・煙草・酒)と營業税(土藥店・質屋)、官僚給費節減を交えたものであつた^⑩。この戸部の方針に則り一八九六年には養廉銀三割縮減が為され、九七年に旧兵削減の上論が発せられる。この段階での財源創出案は、旧機構合理化の消極策と新税設置の積極案が雜然と混合したままであつた。しかし戊戌変法の年一八九八年に出された衛所屯田への測量課税、岳州や秦王島の自発的開港、初の公債たる昭信股票発行といつた方策は、その後の財政政策の指針となるものである。

湖北省は中央政府の示した税収拡大案を最も積極的に体现した。対日敗戦後の新軍創設と漢陽兵工廠拡充(一八九八年)。旧軍五割削減^⑪(九八年)。厘金整理の為の諸施策^⑫(九八年)。煙酒糖税増税^⑬(九九年)。張之洞の政治姿勢にもよるが、湖北省は年一四四万兩の賠償金借款分担の他に統英德借款による宜昌塩厘担保指定による財源喪失という特殊事情の為、積極的膨張策を取らざるを得なかつたのである。しかし各省の戸部方針への対応は一樣ではなかつた。商店營業税である舖捐や土薬店營業税を取ってみても、赤字財政に悩む黒龍江省^⑭は導入へ積極的姿勢を示すのに対し、陝西省では開始を遅らせることを上奏している^⑮。塩税増税についても河南省がそれに期待しているのに対し、山西巡撫胡聘之は塩商への実害大であるとして否定的態度を取つた^⑯。先の戸部方針は商人層を重要な納税者として位置づけるものであるが、商業資本の担税能力の差異が財政政策に微妙な影響を与えはじめ。清朝中央の一律的税源創出案はかえって省間較差を浮彫にしつつあつた。だがこの時期の特徴は、次の時期と比べて尚既存の税収の枠内での財政的均衡が可能であるとの幻想を生み出す余地が

まだあったことである。それを適確に示すのは土葉税問題である。一八九七年総稅務司ロバート・ハートは、土葉税の洋菓並み課税をもって一大稅収とすることを提案する。彼によると、三三万兩と推測される土葉に毎担六〇兩を課税し約二千万兩が得られる筈であった。^②その改革案に対し山東巡撫李秉衡は主穀生産を損なうとする守旧的原則論を元に、①ハートの計算ほどの増収は期待できないこと、②生産地四川・雲南・貴州といった財政上困難な省に無謀な稅負担強制となること、③そもそも「維正之供」たる田賦の各省の實収は定額の七割に止まり、その改善にこそ稅收増が期待できることを挙げて反對している。^③③に見られるような田賦重視・定額堅持の守旧的財政政策が尚根強く存在したのである。そうした動きは、積極的増收策がもたらした各省に於ける種々の弊害——例えば浙江省に於ける舖捐・土葉捐實施に伴う騷亂、四川・山東省の昭信股票強制割当等^④——を契機として、積極的開源策を葬り去ってしまう。

具体的にはまず一八九九年、清朝政府は東南各省の都市家屋稅たる房捐徵收を禁止する。^⑤つづいて一九〇〇年初、稅收増はあくまで諸經費の整理を主とすべしとの上論が發せられる。財政保守主義の勝利を示すこの上論は特に張之洞を意識して出されたものである。^⑥当時湖北省は宜昌塩厘担保化による三十万兩の欠損、銀価下落による借款分担金追加と東北辺防費送金二十九万七千兩計約六十万兩の超過支出に迫られていたが、上論の数日前張之洞は於酒糖稅・土葉稅増稅・契稅改革により稅收増加を図りしかもそれを湖北新軍建設のため省に留保する旨を上奏していた。^⑦それに対するこの上論は張之洞の表^⑧の如き新稅設置に見られる課稅對象擴大方針を名指して批判したものであった。^⑨

かくのごとき戊戌變法後の反動は、財政史的には積極的財政膨張政策がもたらす省間較差に対しての中央政府の管理能力欠如を露呈するものと言えた。中央政府財政方針は戊戌變法前の積極策から變法後の量入制出の消極策へと動揺したが、前者は陝西・山西のような課稅對象の乏しい省と矛盾し、後者は湖北省のように經費膨張に苦しむ省と対立したのである。戸部案と同様の方針で省政府が稅收體系改革に取り組むことそのものが、一律的管理を企圖する中央政府と矛盾してしまうこと、そこに省分離化傾向の必然性が已に現れている。前掲表一の一九〇二年歳入表は、新しい稅收體系の展開が端緒

に付いたばかりの状況を表しているのである。

- ① 製鉄事業と鉄道建設との関係については波多野善大「清末に於ける鉄道国有政策の背景」（『名古屋大学文学部研究論叢（史学）』一七、一九五七年）参照。兵工廠（最初は槍廠と呼ばれていたが一九〇四年から改称）と製鉄事業との関連は開設当時から明白であった。是精煉鋼鉄、正所以備広修鐵路自造槍廠、此事最為当務之急。『張文襄公全集』（以下『張全集』）奏議三九「濠撥鐵廠開煉經費摺」光緒二十一年八月二八日。
- ② 戸部が毎年二百万兩の經費を支出することになっていた。前掲波多野論文。
- ③ 江防加価は当時海軍衙門の北洋海防經費に充てていた。淮塩分を残して川塩分十萬兩を充当しようとした。土薬税は整頓により旧収數万兩から増加したものである。どちらも旧有ではなく新增の稅收であることを理由にしている。同時に四川機器製造局がやはり土薬税を經費としていること、協餉京餉に支障を来さないことを挙げている。『張全集』奏議三〇「妥籌槍廠常年經費摺」光緒二十一年三月一八日。
- ④ 『張全集』電牘二二「致宜昌塩局陳道」光緒二十一年二月二六日。
- ⑤ 『張全集』奏議二九「整頓土薬稅項籌擬辦法摺」光緒二十六年八月二十四日。
- ⑥ 『張全集』奏議二九「札漢陽縣籌辦漢口藥土行店帖照」光緒二十六年閏二月二十九日。
- ⑦ 『張全集』公牘一四「札北善後牙厘局厘金款項不得虛解脫取」光緒二十一年二月八日。張之洞がいかに厘金を重視したかについては、木村正子「張之洞に関する一考察―特に湖広總督時代の湖北の釐金策をめぐって―」（『史苑』三一一）参照。
- ⑧ 前掲「妥籌槍廠常年經費摺」。
- ⑨ 露仏借款八三萬ポンド余。英獨借款九六萬ポンド余。統英獨借款八三萬ポンド余。（元利合計）徐義生編『中國近代外債史統計資料』一九六二年。七四～七五頁。一九〇〇年當時一七二九萬兩の支払がなされた。
- ⑩ 『光緒朝東華錄』二十一年二月甲午。戸部奏。
- ⑪ 同右。二十二年十月辛巳。戸部奏。前年も三割減俸。
- ⑫ 同右。二十三年三月癸巳。諭。
- ⑬ 同右。二十四年七月庚辰。諭。
- ⑭ 同右。二十四年六月己巳。諭。
- ⑮ 同右。二十四年正月戊戌。戸部奏。
- ⑯ 一八九五年代理兩江總督から湖北に復任すると同時に江蘇で編制した自強軍三營を同行させ、武備學堂を建設して將校の訓練にあて、その後九九年、一九〇〇年に擴張している。張春霆『張文襄公治鄂記』。
- ⑰ 江漢関稅十萬兩と関稅收入増加中の海關からの三〇萬兩を經費とした。「槍廠局添廠製造請加撥經費摺」光緒二十四年閏三月一日。
- ⑱ 七七・一五名を五年間に分けて削減し、それにより一萬兩の經費切り詰めを期待した。『張全集』奏議四六「裁減湖北制兵並整頓練軍摺」光緒二十三年八月二八日。
- ⑲ 一八九六年二月には中間擧取防止のため人事面での處理を主とする方針を發し、翌年には商況と稅收の相關關係を意識しつつ地方官民の監視により徵稅業務公正化を企てる上奏を行う。また九八年には司事巡丁の上司推薦を禁止し右の方針を具体化しようとした。『張全集』奏議四一「籌議整頓釐金辦法摺」光緒二十一年二月十九日。奏議四五「整頓厘金摺」光緒二十三年四月十日。公牘一七「札北善後牙厘局通飭禁薦司事巡丁」光緒二十四年八月一四日。

⑳ 『張全集』奏議五〇「加徵煙酒糖稅片」光緒二十五年二月二十九日。

㉑ J. Edkins, *Revenue and Taxation of Chinese Empire*, 1903, p.

98. 湯象龍「民國以前關稅担保之外債」『中國近代經濟史研究集刊』

第三卷一期。

㉒ 『清季外交史料』一二九卷「總署奏統借英德商款訂立合同以稅厘作

抵押」光緒二十四年二月十日。百方兩担保の筈であったが、湖北省の反

対により実収一四〇万串(一〇〇万兩)から兩淮送金(加課一半)一

三万兩、四國借款返済分(籌餉加餉)二万兩、兵工廠經費(江防加

餉)十萬兩を除いた七五万兩となった。兵工廠經費が保たれたことに

後との共通性が見られる。『張全集』電摺三八「致戶部」光緒二十五年

十月十四日。

㉓ 『光緒朝東華錄』二十四年正月甲辰。戶部奏。戶部は餉捐について光

緒二二年に張之洞が漢口で施行したことを先例として挙げている。

㉔ 同右。二四年四月辛辰。戶部奏。

㉕ 同右。二二年四月丁未。劉樹堂奏。

㉖ 同右。二四年七月壬子。胡聘之奏。

㉗・㉘ 同右。二三年六月戊辰。李秉衡奏。

㉙ 浙江甯波、紹興、温州等……各處奸民藉口米貴、並因餉捐土藥捐、

聚眾鬧關、鳴鑼罷市。

『光緒朝東華錄』二十四年九月甲寅。論。

㉚ 除進商及京外各官原認股票業經集有成數外、其餘紳民零細認定之數、

如有無力措繳者、即著一律停收、以示体恤而杜擾累。

『光緒朝東華錄』二十四年一月己卯。論。

㉛ 同右。二五年九月辛酉。論。

㉜ 同右。二六年正月己巳。論。

張之洞久任封疆、創辦各捐、開支國家經費奏止鉅萬。即以湖北一省

而論、豈覺弊絕風清、毫無陋規中飽、乃区区之數託名捐助、實屬不知

大体。張之洞、于蔭霖、均著佞旨駁行申飭、所捐之項、著不准收。

于蔭霖は湖北巡撫。

㉝ 『張全集』奏議五〇「整頓田房契稅摺」「加徵煙酒糖稅片」光緒二

五年二月二十九日。電奏八「致總署」光緒二十五年二月二十九日。

㉞ 註⑳。

㉟ 新設稅の外省截留を許さず中央管理とする方針も戶部は有してい

た。典當稅の戶部集中を上奏したのがその例である。『光緒朝東華錄』

二三年五月癸卯。戶部奏。

(2) 一九〇二年以後——省財政膨張と独自の展開

義和團事件後の庚子借款はまさしく財政史上の一大転機をもたらした。年二千万兩支払という過酷な要求を前にして清
朝中央は尚、観念的な冗費整理に頼ろうとしていたが、張之洞が言明しているように少額の冗費節減をいくら集積しても
巨額な賠償金支払に効果がないことは明白であった。一九〇一年九月戶部は旧軍經費削減、地丁銀錢差額徵收、塩・土葉・
茶・煙酒糖稅加徵を主とする增收方針を發し、湖北省に年一二〇万兩の賠償金分担を指示した。その三カ月後には各省に

表3 湖北省庚子賠償金負担表

規復丁漕	以前減税した地丁每両100文、漕糧每石140文を復旧。 約數万兩
加提平餘	錢納の場合地丁每兩七分、漕糧每石1錢増。
稅契加価	旧來の3分に3分加徴、1分在地経費、2分半賠償金、2分半塩厘補填。
塩斤加価	毎斤4文。
房捐	毎年1月分の家賃徴収。家賃銀2兩錢3000文以下免稅。
舖捐	3等に分ち上等は4000文、以下遞減し200文に至る。
彩票	大県月3000串中県2000串小県1000串宝くじ割当て。
膏捐	毎兩牌照稅100文。6家煙膏店に受負徴収。
酒捐	毎斤8文→16文。
煙酒糖稅	2%→4% 30万兩

『支那經濟全書』第1輯855—6頁。『張全集』奏議50「整頓田房契稅摺」「加徴煙酒糖稅片」奏議55「規復丁漕減徴並加提平餘酌抽契稅添解賭款摺」。

対し二年前禁止したばかりの舖捐・房捐の導入を認可している。④ 帝國主義列強の圧力はこうした形で清朝中央に残存した財政保守主義を葬送してしまつたのである。もはや「維正之供」に頼る財政均衡を説く条件は消滅した。

表3は湖北省が一二〇万兩の財源として戸部に報告した内容である。都市型直接税と間接消費税を中心に課税対象を拡大しつつ増税させる日清戦争後からの方向が、ここに於て現実のものとなつた。だが舖捐・房捐は商人層の反対が強くそれ自体でもって大きな財源とすることは不可能である。間接消費税もまたしかり。嗜好品であることを口実に増税する煙酒糖稅は、まさしく嗜好品であるが故に一定程度以上の増税はかえつて消費減退を引き起こし稅収を減少させる怖れがあった。張之洞は田賦増徴を最後まで避け流通依存型課税中心の稅体系を指向していたが、⑤ そもそも關稅自主権がない上に厘金等の流通依存型課税は田賦・營業稅・家屋稅のような収益稅に属するものよりは弾力性に優るものの、それにも限界があった。新政業務を縮小せずに当面の一二〇万兩を捻出するには、特別財源に期待せざるを得なかつた。⑥ それに応えたのが土葉膏捐・鐵捐（宝くじ）、銅元鑄造差益の三収入であつた。

土葉課税は確實な大幅増収が期待できる唯一の商品課税と言えた。洋葉（輸入阿片）という対抗商品に対する土葉の價格低位を崩さないかぎりの増税なら他の嗜好品消費稅の場合程の消費減退は引き起こさない強み⑦ があった。その条件を生かすため張之洞はロバート・ハートの洋葉土葉一括併徴案に強く反対している。また阿片に対する増税自体が統治者として持つべき阿片吸飲遞減の原則に矛盾しないものである。一九〇二年マッカー条約締結ま

での厘金問題をめぐる過程に於て張が厘金をなくしても土薬税は残して欲しいとの要望を示している点に、緊急財源としての土薬税への期待の強さが見て取れる。万全を期して湖北省は生産、流通、消費の三面からの課税体制を作った。主たる阿片生産地でない湖北にとっては特に後二者が重要である。土薬通過税増税の最大の問題は、土薬商の流通経路変更をもたらさない対策を講ずることができるか否かにあったが、張之洞は戸部に全海關一律三割課税を勧める一方、宜昌土税局には二割徴収を実行させ、湖南等への商人逃避を防ぐよう指令している。全国的統制実現よりも自省財源確保が重視されたのである。増税により一九〇二年の土薬の宜昌関通過量は落ちたが、結局翌年からは従来以上の通過量を記録する。省内消費については一九〇二年省内に於ける生阿片取引を禁止、熟成店を許可制にし土薬一両每七〇文の膏捐を徴収する。また襄陽方面に於ける阿片栽培には毎畝千文を課し省内流通税を免除した。こうした結果土薬課税は年百万両以上を湖北財政に供給する。

籤捐は、漢口を中心に民間で行なわれていた宝くじを官側が組織しようとしたものである。湖北は以前漢口の錢莊の宝くじ営業を制限するなどの方針を取っていたが、江蘇省での流行の結果現銀が漢口から流出し、さらに浙江省も宝くじを開始するのを見て、官主催の宝くじ営業に踏み切った。張之洞は当初各州県に賠償金分担捻出のため籤捐を強制的に割当てようとしたが、実情に合わず中止する。だが漢口に於ける売り上げを中心に籤捐局余利としてその後かなりの財源となった。籤捐と並ぶもう一つの官業収入が銅元余利である。別稿に述べたように農産物輸出急増による銅貨需給逼迫は省政府に格好の財源をもたらしたのである。当十銅元は金属価値を上回る価格で放出され、省政府はその差額を勞せずして歳入に加えることができた。

以上、三項の収入は賠償金分担一二〇万両を補って余りあった。表4は一九〇四年の湖北省善後局収支である。総収入四七三万兩中、銅元余利・土膏捐・籤捐収入が一七三万兩を占めて厘金・塩厘といった旧収入に近い貢献をし、担保指定により宜昌塩厘が二〇万兩弱に留まっている分を補っている。支出はほとんどが賠償金返済と軍事費で占められているが、

表4 光緒31年湖北善後局收支表

収 入			支 出		
田 賦	80,000兩		京 餉	120,000兩	
衛田契稅	50,000		東北邊防費	80,000	
田房契稅	120,376		固本兵餉	50,000	
塩課塩厘 (宜昌塩厘)	607,980 (198,227)		内務府經費	10,330	
江漢関稅	20,000		大學堂經費	10,000	
厘 金	1,352,977		甘肅協餉	230,000	
土葉膏捐	843,019		廣西協餉	125,488	
菸酒糖稅	254,737		貴州協餉	19,305	
竹木稅	75,181		他 送 金	39,121	
銅幣局利益	746,452		小 計	684,244	
箆捐局利監	151,200		四國借款返濟	575,000兩	
他	437,340		庚子賠償金分担	1,353,884	
總 計	4,739,262		克薩借款返濟	100,000	
			宜昌塩厘補填	160,000	
			小 計	2,188,884	
			北上常備軍經費	216,451	
			常備軍經費	1,029,933	
			荊州旗兵經費	46,000	
			襄河水師經費	107,673	
			他軍事關係費	584,620	
			他	9,741	
			總 計	4,864,368	

『度支部軍餉司奏案彙編』
卷4 湖北より。

と言つてよい。かくして湖北省は流通依存型の独自の税体系に公機關の「營業」による租税外収入を加えて、賠償金と新政による經費膨張に耐えたのであった。

省の独自の財政構造の展開に対して清朝中央は従来の消極的抑制ではなく、財政収入膨張分を中央に吸収する形で統制に力を入れる。いわゆる光緒新政の中心は新軍創設にあった。一九〇三年末中央に発足した練兵処は、旧軍整理と新軍建設を遂行する為の機關である。一二月二四日には練兵処章程が発せられる。何よりの問題は中央の独自財源が乏しい中でいかに年一千万兩もの經費を捻出するかであった。

湖北常備軍經費に一二四万兩以上充當されているのが目立つ。新財源二〇〇万兩余が庚子賠償金分担分と湖北常備軍建設費を賄った關係が明白である。さらに新財源は兵工廠拡充、各学堂建設、留學生派遣といった經費に充てられ新政基本政策の基盤となる。^④

表5は一九〇二年から〇六年まで四年間余の銅元局・銀元局・漢陽兵工廠附設銅幣廠三局の收支決算である。同期間中三、〇五〇万兩相当の銅元を売却し八四〇万兩の鑄造差益を得ている。設備投資・賞与金を除いた六五〇万兩余のうち賠償金・中央送金が四割強を占めるが、学校建設・殖産興業部門・武漢を中心とする土木事業にそれぞれ二〇%弱支出している。ここに張之洞下の近代化施策のほとんどが網羅されている

表5 湖北省銅元鑄造三局收支並びに収益用途

収入		支出	
銅貨売却	30,591,168兩	銅鉛石炭購入	20,834,240兩
		労賃・工場経費	1,345,669
		収益	8,411,254
収益用途			
廠屋建造経費	398,156	学堂経費	878,831
機器拡充	1,201,181	図書館経費	51,020
賞与金	283,983	鉱務局経費	200,000
小計	1,883,320	工芸局経費	3,367
練兵経費	1,061,695	遷善局経費	796
賠償	1,539,200	習芸所経費	311
雲南銅本	204,885	勸業場経費	1,839
陸軍秋季演習経費	100,030	紡織糸麻局股本償還	846,938
湖南災害救援金	146,033	製麻局機器拡充	100,000
布政司予備費	214,637	兵工廠経費	90,000
善後局借款清算	214,285兩	商報股本	832
		河川用汽船購入費	250,000
		公共花園経費	21,973
		不動産購入費	216,520
		漢口後湖堤防工事費	237,768
		各種工事費	839,069
		他	17,038兩

『中国近代貨幣史資料』第1輯
884—9頁より。

分を喰い尽くす可能性も見れる視点が必要である。

結局中央は、練兵処章程發布当日の方針の如く各省の州県田賦関係の余得整理と煙酒糖税整備加徴により、前者三二〇万兩後者六四〇万兩の財源を期待した。これに対し各省はそれぞれの特種事情を以って中央の財源指定を拒否し、別収入

そこで浮かび上がったのが総稅務司ロバート・ハートの提唱した地丁増徴案である。ハートは一九〇五年一月、日露開戦は中国の国力弱体にも起因するとし、自強には練兵、練兵には籌餉が前提になるとの見地から、全耕地に毎畝二〇〇文を課税し四億兩の財源とすることを提案した。これに強硬な反対を示したのが張之洞である。彼は毎畝二百文は實質的に税額倍増であり農民の抵抗は必至であること、測量経費が千余万兩も見込まれそれ自体からして捻出不能で結局胥吏任せになること、増税目的の測量は祖法に合致しないことをその論拠としている。農業国中国の最も基本的生産手段たる耕地に課税するのが農民余剰の確実な徴収方法であるとのハートの原則的発想——それは債権国側の期待とも一致するものであったろうが——は、徴税機構の現実を踏まえた反対論の前には敗退するしかない

を以て充てる。湖北省の場合、煙酒糖税三〇万兩、田房契税や地丁整理二〇万兩を指定された。だが前者は二〇万兩以上の実収があるものの元来統英独借款の宜昌塩厘担保指定による空白を補填するものであり、またそれ以上の増税は商人の子口半税仮託などの事態を呼び起こしかえって税収を縮小させかねなかった。また後者も已に半分は賠償金、半分は塩厘補填に充てており、戸部の一律な指定は凡そ省財政の現実に適合しなかった。よって湖北省は戸部方針には従わず、銅元鑄造差益五〇万兩と、中間搾取整理と冗費削減による三万兩の計五三万兩を自主的に練兵処経費とする^⑦。湖北のみならず主要な省はほとんど、銅元余利を充當する傾向にあった^⑧。

各省が特殊事情を主張し個別的に財源を指定する一方で、戸部が練兵処経費の安定的財源として着目したのが土膏捐である。土膏課税はそもその管理の面から中央統制に移行する条件が已に存在していた。第一に土膏は全国的な流通圏を持つ。第二に地域間の税制不統一は脱税の温床であること。特に第二の観点から、湖北省等揚子江流域では既に四省統捐が実現していた^⑨。一九〇四年末上論が發せられ、湖北も含めた華中八省の土膏税統捐の方針が下り翌年には実施に移される。統捐により各省の一九〇四年分収入を各省の定額収入として固定し、以後それ以上の余剰分は練兵処経費とされることになった^⑩。

この練兵処経費問題を契機として、戸部は再び各省財政への規制強化を図る。一九〇四年一月各省の雜捐が小民を困苦に陥れているとして主要財源以外の雜捐を禁止する上論を發し、また一九〇六年二月戸部は、各省の財政支出は必ず予め戸部に諮るよう上奏する^⑪。そうした中で一九〇五年以後の全国的な錢価下落は各省の銅元鑄造差益を減少させ、その補填をめぐっての各省と戸部の対立を激化させる。銅元鑄造差益減少はそれを主財源としていた各省の練兵処経費の送金を滞らせ、さらには賠償金分担も危くさせた。対して戸部は銅元鑄造差益を指定したことの責任は各省にあるとして送金延滞を認めず、各省は已むを得ず他財源による補填の道を模索する。江蘇省は錢価下落に対応させて地丁每兩錢二〇〇文増徴を求めた。しかしそれは銅元整理による錢価維持の先行を主張する戸部の方針と対立することになる^⑫。また直隸省は鉄

道収入による代替を期待したが認められず、已むなく袁世凱は四八〇万兩の直隸省公債の発行という手段を取ることに^⑮なる。二〇世紀初期の農産物輸出拡大の結果生じた貨幣需給逼迫の偶然的落し子である、銅元鑄造差益によって隠蔽されていた練兵処經費拠出をめぐる中央と省の矛盾は、ここに露呈してしまった。

① 『中国近代外債統計資料』表五。

② 『張全集』電牘五一「致西安行在軍機処江甯劉制台」光緒二十七年三月三日。

③ 柳人私意、零星羅掘整頓、見効必遲、集款難巨、無補賠款。

④ 『光緒朝東華錄』二十七年八月己酉。戶部奏。

⑤ 同右。二十七年一月己丑。論。

⑥ *Edkins, op. cit.*, p. 166. *Shop Tax in Shanghai and Ichang.*

⑦ 中国農民最苦地丁漕糧、不便加徵、不如竟將閩稅釐金塩課旧有比數項入款、均加倍徵收。

⑧ 『張全集』電牘五一「改西安行在軍機処江南劉制台」光緒二十七年三月三日。

⑨ 若不另籌巨款、惟是悉索旧款、尽付外人、必致省其所不当者、百事俱廢、工商不拓、学校不增、京餉協餉本省軍餉皆無所出、兵械全無、大亂四起、中国断不能自存矣。

⑩ 『張全集』電牘五一。「改西安行在軍機処江南劉制台濟南袁撫台」光緒二十七年三月二六日。

⑪ この認識は早くから見られる。『張全集』奏議二九「整頓土藥稅項籌擬辦法摺」光緒一六年八月二四日。

⑫ 『張全集』電牘五七「致江甯劉制台上海盛大臣」光緒二十八年五月二六日。

⑬ 『張全集』電牘三八〇「致總署戶部」光緒二十五年二月三〇日。

⑭ 『張全集』電牘五四「致荊州漢道台宜昌土稅局劉道台」光緒二十七年

十月三日。

⑮ 八、四八七担減し、二二、〇九八担になった。 *Decennial Reports 1902-11, Ichang, p. 275.*

⑯ 最高時一九〇八年には五一、八二七担。同右。

⑰ 『張全集』電牘五七「致荊州漢道台」光緒二十八年二月九日。電牘五八「致宜昌土稅宋道台」光緒二十八年三月一七日。

当初每兩百文であつたが阿片商の反対により七〇文に減じたとされる。『支那經濟全書』第一輯八六頁。

⑱ 『張全集』電牘五八「致襄陽鄧守郎陽許守宜昌齊守施南領守荊州守宜昌都興歐陽令宜昌土稅局宋道台老河口土稅局楊令汪倅」光緒二十八年三月一五日。

⑲ 湖北武漢等處地方、近年盛行各種彩票。

⑳ 『張全集』奏議五五「試辦籤捐票片」光緒二十七年二月二日。

㉑ 『張全集』公牘三三「批漢陽府稟限制開設錢店」光緒二十五年五月二一日。

㉒ 前掲「試辦籤捐票片」

㉓ 『張全集』電牘五八「致武昌梁守漢陽余守黃州魁守德安王守荊州舒守宜昌齊守安陸彭守襄陽鄧守郎陽許守施南領守荊門陳署直收」光緒二十八年三月一五日。

㉔ 奏議五六「酌改州縣籤捐為賠款捐摺」光緒二十八年九月二四日。

㉕ 前掲拙稿參照。

㉖ 銅幣暢行、頗有贏余、去年派遣學生出洋、及興建各學堂、暨增購兵

械各鉅款、大率取給於此。

『張全集』奏議六二「籌撥練兵的款摺」光緒三〇年七月一六日。なお直隸省の場合について袁世凱の殖産興業雜費がやはり銅元鑄造差益からもたらされていたことが已に指摘されている。渡辺惇「袁世凱政權の経済的基盤—北洋派の企業活動」『中國近代化の社会構造』一四二—一三頁。

⑲ 『支那経済全書』第一輯四八七頁。模範県をつくってから他県に見習わせるようにする段取を提唱している。清朝はこのハート案に対する意見を各督撫に求めた。『光緒朝東華錄』三〇年正月庚子。論。

⑳ 多くの省の田賦は毎畝數十文から百文余であり、蘇松太杭嘉湖等の政府のみ丁漕合わせて三、四百文に届くに過ぎないと認識に基づく。袁世凱もハート案に反対。『張全集』電牘六八。「致天津袁官保江甯魏制台成都錫制台瓜州李制台福州李制台」光緒三〇年五月一五日。

㉑ 『光緒朝東華錄』二九年一月丙戌。論。錢備上界、銀備下落により錢納の各州県丁漕に定額外の銅貨が徴取されていることを前提にしている。

㉒ 同右、同日。論。

(3) 中央統制と省財政の危機

他省が銅元鑄造差益急減による歳入減に悩む中に於て、湖北省はやや異なる様相を示した。江漢関の大幅出超現象にみられる農産物需要の増大は漢口に於ける銅貨相場を、下落しつつもなお鑄造差益を保証する高さに維持したのである。^①張の洞の新政はこの条件の下続行される。近代的軍事力の体系的な建設のため、湖北海軍設立を企画し川崎造船から砲艦六隻水雷艇四隻の購買を契約^②、新軍拡大再生産のため漢陽兵工廠拡充^③（この全国的位置を強調することにより先の土薬税に於ても優遇措置を獲得する）^④や陸軍小学堂開設に力を注ぐ。またかねてからの方針に沿って漢口後背地拡大のための諸土木事業

直隸省が煙酒税で八〇万兩徴収している実績を踏まえている。

⑲ 『張全集』奏議六二「籌撥練兵的款摺」光緒三〇年七月一六日。

⑳ 『支那経済全書』（第一輯六二—二九頁）によると、五四五万兩中二一〇万兩が銅元鑄造差益、江蘇八〇万兩北五〇万兩浙江六〇万兩南二〇万兩。『光緒朝東華錄』（三二年二月丙辰、戸部奏）は二七〇万兩としている。

㉑ 湖北・湖南・江西・安徽四省が宜昌に総局を置き、土稅督捐を併徴した。『湖北通志』経政志八權稅五三頁。

㉒ 『光緒朝東華錄』三〇年一月壬午。論。

⑳ 光緒三二年四月には一八省統捐とし武昌に総局を置いた。禁煙令が出て廃止されるまで、各省取得分を除き二八、五一七、五九〇兩が中央収入となった。『湖北通志』経政志八權稅五七頁。

㉑ 『光緒朝東華錄』三〇年十月丙寅。論。

㉒ 同右、三二年正月庚辰。戸部奏。

㉓ 同右、三二年三月壬午。周馥奏。四月辛丑戸部奏。

㉔ 同右、三二年三月己酉。袁世凱奏。

にもとりかかる。^⑥漢口の発展を見込んでの先行投資である。一方、地方の学校建設を具体化するため一九〇五年かつて各州県に割当てた賠款捐を地元に留め学堂捐と改名しその費用とさせている。^⑦全て財政規模拡大に成功したが故である。財政的優位は行政的優位につながった。

だが湖北省の相対的優位性は清朝中央の集権化政策による統制の目標となる。中央の湖北省に対する支出要求はますます重くなる。第一には有力な課税対象に乏しい財政劣位省への協餉の拡大である。湖北省は従来の甘餉・准餉に加えて広西協餉年八万両（のち一三万両）龍州辺餉一三万両を負担させられ、後の重荷となる。第二に湖北常備軍を抱えているが故の軍事支出要請である。日露戦争中は首都防備のための出費をしいられ、表4にあるように年二万両の支出をしている。続いて広西省一帯への治安維持軍派遣により三十万両。^⑧そして直隸新軍にならった編成を要求されたため部隊を増強せねばならずその費用は六十万両を越えた。^⑨さらに陸軍部主導により統一軍としての体裁を整えるため河南省等で合同軍事訓練を行なうが、そのために八十万両を一度に費やしてしまう。^⑩近代の軍事体系の建設を理由に独自財源創出とその省留保を中央に認めさせてきたことの反作用であった。

一九〇六年に湖北省財政の優位性を崩す二つの方針が中央から発せられる。一つは銅元鑄造に対する財政処からの制限と鑄造差益の四割の中央上供を命ぜられたこと。^⑪そして一つは阿片の禁煙禁種令である。政務処の禁煙章程十箇条により土薬課税の存立そのものが無とされる運命になった。^⑫二大収入の減少により湖北省は二百万両余の赤字財政に転落する。^⑬諸業務の継続をはかる張之洞は借款のやむ無きに至らされる。一九〇六年七月善後局が横浜正金銀行漢口支店より四十万両、翌年九月に官錢局総弁高松如を借受人として同じく正金銀行より二百万両の借款を受ける。^⑭前者は当初漢口の道路修築工事費用だったのが砲兵營房、陸軍小学堂拡充建設費と砲艦購入に充てられ、後者は名義上湖北織布四局経費とされたが現実には四局民間払い下げによる六十万両償還のほかは兵工廠拡充費（四十万両）砲艦購入費用等に支弁された。漢口道路建設の如き未着手の計画が坐折させられ、計画実施中の新政事業の補填に回わされたのである。日本側からしてみな

ら、川崎造船が受ける欠損を、横浜正金に命じて砲艦建造費支払いを繰り延べにすることで保証してやったことになる。

外部資金導入により一時的に財政均衡を回復して張之洞は中央へ軍機大臣として転任するが、財政危機は残り、新政業務に支障をきたしはじめ。張之洞以後の総督は、財政状況の相対的優位の故に担わされた過重負担の清算を企画し、省間互助をはかる中央の財政当局との間の政策的対立を生じさせる。

財政改善を緊急課題とする湖北省政府は、過重負担となっている協餉の削減と土薬課税の確保を運動する。協餉の中で特に問題となったのは広西協餉である。反乱鎮圧のための軍事費捻出に苦しむ広西省にとって広西協餉は頼の綱であった。⑮
一九〇八年から翌年にかけて再三総督陳夔龍が協餉停止と前年度分残金八万両の免除を上奏する。⑯
また土薬課税は土薬統捐後認められていた年一二〇万両送金が八四万両に減じられさらにそれすら危くなってくる。⑰
禁煙令により宜昌通関量が激減していたのである。⑱
突然の減収は各省の財政収支を悪化させるので、土薬統税大臣の柯逢時までが各省の土薬卡撤廃をゆるめて省財政維持をはかる案を呈し度支部(旧戸部)と争う。⑲
度支部は代替財源として印紙税を充てる方針を出す。⑳
確実な保証はないに等しく、結局全国一律の毎斤四文の塩税増税を提示する。⑳
国産阿片はその商品としての高い収益性の故に急激な財政膨張のための重要課税対象とされ、財政規模が賠償金負担と新軍創設に見合った高原水準に達すると、今度はその禁絶を理由としてより堅実だが大衆課税的な消費税||塩税に代位されて一度姿を消すのであった。㉑

湖北省はなおも特殊事情をかざし土薬税確保を迫るが、度支部は一切耳を貸さず、⑳
広西協餉停止要求も拒否する。⑳
湖北省は一九〇八年八月陸軍秋季演習経費捻出のため煙酒糖税を担保に横浜正金より借款を受け、⑳
続いて已むなく一九〇九年十月一日陳夔龍は財政改革案「善後局収不敷用籌擬辦法摺」を上奏するに至る。それを要約すると

湖北省は二十年來各種実業をおこし新政挙行につとめてきたが、そのための経費は膨大で、善後局は年七八十万両の赤字を出し、借款額は民間に三百万両以上、公的機関に百八十万両の多きに達している。最近の財政不均衡拡大の要因は八点。

一、善後局収入は塩厘・厘金・菸酒糖税等の銅錢徴収の税に頼り歳入四百万兩を越えるが、錢価下落は銀建収入を減少させてしま

っている。

- 二、土藥稅收入減少。
- 三、銅元鑄造差益の停鑄指令による減収。以上歳入減。
- 四、湖北常備軍改編經費（一九〇六年）六十萬兩以上。
- 五、陸軍小學堂新設と巡防隊改編。年二十萬兩以上。
- 六、借款三百萬兩の八分利息。年二十四萬兩。
- 七、河南・安徽省での二回の秋季陸軍大演習經費。百五六十萬兩。
- 八、陸軍八鎮馬砲隊營房建設。七五萬兩以上。以上三百萬兩以上の收入減と百萬兩以上の經費増。二百萬兩余の臨時支出。不均衡是正策として三点。
- 一、湖北省に要求されている陸軍二一混成協經費をしばらく度支部支出とする。
- 二、布政司四十萬兩江漢関三十萬兩を供出し官錢局に預け官錢局より善後局に貸し出す。
- 三、二百四十萬兩の湖北省公債募集。

注目すべきは收入減の一である。銅元鑄造差益という租稅外收入の必然的結果としての銅貨相場下落が主たる租稅收入を減少させるというディレンマに陥っていたのであった。一九〇七年以降湖北省の銅貨相場下落はその度を増すが別稿の如くそれは漢口の農産物輸出を促す役割を果たす。銀錢二重相場により加速された流通拡大は、その同じ二重相場の故に稅收増へと直接には結びつかなかったのである。

さて陳の是正案に対し度支部は一の二一協度支部負担案については一蹴し二、三については賠償金分担、京協各餉に危害を与えない限りという条件をつけ事実上放任した。^④中央政府の独自財源を傷つけたりする事態や省が独自財源を広げるのは極力避けるが、省政府が責任をとる形での借入等は容認するのが清朝中央の一貫した方針であった。

表 6 江漢関1907年春季収支表

収 入		支 出	
輸 入 税	135,610兩	京 餉	82,000兩
再 輸 入 税	23,219	東 北 辺 防 費	51,250
輸 出 税	411,365	籌 備 餉 需	81,500
他	81,744	歩 軍 統 領 衙 門 経 費	6,150
総 計	651,838兩	翰 林 院 実 学 経 費	2,000
		小 計	222,900
		賠 償 金 借 款 返 済	114,693
		宜 昌 塩 厘 補 填	59,000
		小 計	164,693
		郵 政 推 進 経 費	12,000
		出 使 経 費	49,228
		税 務 処 ・ 総 税 務 司 送 金	7,469
		海 関 経 費	83,530
		本 省 兵 餉	50,000
		他	2,137
		総 計	591,957兩

『政治官報』光緒34年7月9日
278号「陳奏江漢関187結華洋稅
鈔収支摺」より。送金経費は各
支出項目に算入。

この改革案とは別に湖北省政府が財政再建の切り札としていたのが、漢口の後背地後湖開発事業による一種の事業収入であった。京漢鉄道開通後ますます中継貿易港としての重要性を増してきた漢口の市街地を拡大しその地価上昇分を契機を通じて取得しようとするものであった。この計画は張之洞が已に持っていたが、陳夔龍になって後湖清丈局が設置され本格化する。道路建設だけでも百万兩の支出が見込まれる大規模な土木事業である。陳は横浜正金に借款を依頼する。工

事落成の際は三百万兩の収益を生むとの観測から在漢口日本領事も確実な借款として小村外相に報告している。しかし日本政府は外交上の必要なしと判断。事業は継続されるが一挙に新たな財源を取得する希望は泡と消えた。

改革案の目玉となった公債募集も思うようには進まぬ中、年六百万兩以上に膨張した軍事費に加え、憲政準備の中央方針施行のための経費支出を迫られる。万策つきて最後にとったのは旧行政機構改革に伴う冗員冗費削減であり、急場を救ったのは貸し倒れになることを恐れた債権国が東方滙理・德華・滙豊・花旗四国銀行団を結成し負債整理のために与えた二百萬兩借款であった。武昌起義突入は債務処理問題を更に複雑にさせることになる。

以上湖北省政府の財政状況を概観してきた。そこで疑問となるのは貿易拡大による江漢関の関稅収入は湖北省財政に寄与しなかったのかということである。たしかに漢口への直輸入が増加したこともあり江漢関の総稅収は上昇線をたどっている。庚子賠款分担開始の一九〇二

年と比べ一九一〇年は約百万両の税収増を示している。^⑤ 江漢関の収支構造はどのようになっていたか。表6は、一九〇七年四月から六月までの江漢関收支表である。総収入六五万両。支出費目は賠償金負担一万、宜昌塩厘補助五万、京餉八万、額外京餉(ほとんど軍事要求)一四万。以上の輸送経費八千両。六割強が賠償金分担と中央送金に充てられ、湖北省政府の独自財源に組み込まれるのは本省兵餉五万両ぐらいなものであった。

江漢関関税・宜昌塩厘という二大財源は賠償金と中央への軍事費送金に大勢として従属していると言つてよかつた。省府は新政諸経費と賠償金分担のため、省を流通範囲とする諸消費税や通過税、都市型直接税・租税外収入に依拠するしかなかつたのである。

ここに税収の機能的三分割の傾向を見いだすことができる。省内に於ては次章で述べる如く州県新政業務の自立自助方式が進行し、直接税附加州県財政、通過税・消費税州省財政という税区分が明確になってゆく。関税・塩税が中央政府に吸引される方向は南京国民政府財政まで続く基本線である。ただ関税自主権欠如の状況に於ては多額の租税外収入も併せもつ省財政が最も経費膨張に対応できる弾力的構造を有していたのであった。

- ① 一九〇八年、銅元一八一枚⇨庫平銀一両の比率にまで低落しながらもなお同年の湖北造幣分廠(旧銀元局・銅元局)の鑄造差益は六七万兩強を数えていた。『政治官報』宣統二年六月一六日八〇号「度支部奏核銷湖北造幣分廠光緒三四年分全年銀錢收支數目摺併單」。
- ② 砲艦一隻四五五千元、二等水雷艇一隻三〇〇千元、計二九三万元。『支那經濟全書』第一輯六一三—五頁。
- ③ 『張全集』奏議六三「請留督捐余款添製軍機摺」光緒三十年八月一七日。八十万兩の経費は土膏統捐三十万兩、銅元鑄造差益三十万兩、籌防捐二十万兩でまかなう予定であった。『張全集』公牘三二「批槍斃局詳籌擬添機加製辦法」光緒三十年五月九日。
- ④ 湖北省の定額分以上の税収は兵工廠経費に充當することを認められ
- ⑤ 前掲「請留督捐余款添製軍機摺」。『光緒朝東華錄』三十二年三月兩子。財政処戸部奏。
- ⑥ 『張全集』奏議七一「籌辦小委交迎部草程」光緒三十三年七月二十八日。漢口の郊外、漢水が長江に達する地域に大規模な堤防を築いた。二万五千人の労働力を以て四ヶ月を費し、年々の水害を防いだ。『通商彙纂』明治三十九年四号「漢口三十八年前半期貿易」。
- ⑦ 『張全集』奏議六五「改州縣賠款捐為學堂捐留辦本地學務摺」光緒三十一年二月二日。
- ⑧ 前掲「籌款練兵的款摺」。
- ⑨ 「致外務部戸部天津袁宮保江甯端制台……」(光緒三十年十月十七日『張全集』電牘七十)には

至防衛京畿之與元禮軍餉、將及三十万。とある。

⑩ 前掲「籌款練兵」的款摺。

⑪・⑫ 「張全集」電牘七六「政練兵處」光緒三十二年八月二三日。

⑬ 湖南銅元局を湖北に吸収させるなど全国の銅元鑄造處を九廠に制限し、鑄造差益四割は練兵處経費に充てることとなった。『光緒朝東華錄』三十二年七月甲子。財政処戸部奏。

⑭ 「光緒朝東華錄」三十二年八月丁卯。諭。十月戊寅。政務処奏。

⑮ 前掲「政練兵處」。

⑯・⑰ 外務省外交史料館所蔵外務省記録一七一一一五「对支借款關係條件」五湖北省ノ部、(2)善後局对橫浜正金銀行、(3)官錢局对橫浜正金銀行。徐義生編『中國近代外債史統計資料』四〇一頁。

⑱ 「匪乱」对策軍事費に費された。『支那經濟全書』第一輯六二頁。『政治官報』宣統元年二月二日四八一号「度支部奏議覆鄂督奏廣西協餉另行改撥碍難照准摺」。

⑲ 光緒三十四年四月、二月、宣統元年四月の三度にわたり上奏している。『政治官報』宣統元年六月二日六三八号「度支部奏議覆鄂督奏請停解廣西邊餉并將上年欠餉免其補解均難照准摺」。新軍経費捻出を協餉に頼る廣西巡撫張鳴岐の送金催促を受けて、湖北省は、張之洞総督時には土薬税・銅元鑄造差益により省の財政状況が好くかつ「暫時濟急之需」として送金を認めたのであり、財政状況悪化の今日送金を続ける条件はないとして、度支部が別に財源を充当するか広西省が自弁するかすべきだと主張して譲らなかつた。『政治官報』宣統元年四月二十九日五六号「湖北巡撫陳夔龍奏請將撥解欠解廣西邊餉即行停止片」。

⑳ 宣統元年九月以降は毎月一万或いは二万兩に落ち、さらには年一二万兩にも及ばなくなる。『湖北財政説明書』一三頁。

㉑ 一九〇八年通関量は五一、八二七担であつたが一九一〇年には二八、

五三〇担、そして一九一一年は八〇一担にまで下落した。Decennial Reports, 1902-11, Ichang, p. 275.

㉒ 『政治官報』光緒三十四年二月二十日一四五号「度支部議覆督辦各省土藥統稅大臣柯奏稅局從綏裁撤請定章程摺」。

㉓ 『政治官報』光緒三十四年三月二十四日一七五号「度支部奏遵議印花稅辦法擬請仍照奏定章程試辦摺」。

㉔ 毎斤四文を全国一律に増税し、四五百万兩の増収を見こんだ。半分は練兵處経費に、半分は省経費に充てることとした。『政治官報』光緒三十四年六月七日二四七号「度支部奏酌加塩価抵補藥稅摺」。

㉕ 度支部の立場は一貫して湖北省は徵捐・銅元鑄造差益が少なくないので補填できるとするものであつた。『政治官報』宣統元年二月一日四七〇号「度支部奏議覆鄂督奏湖北土稅仍請按月撥解並將溢撥各款開除摺」。陳夔龍は兵工廠・鋼藥廠の赤字状況を訴え土薬税に代わる財源を度支部に対し要求する。『政治官報』宣統元年九月二八日七三三号。

㉖ しかし度支部は一年に限り度支部に送金された土薬税から二十万兩のみ支出を認め、以後兩工場は湖北省自弁の位置づけにされたのである。『政治官報』宣統元年一月八日七三三号「度支部奏奏遵議湖北兵工鋼藥廠加撥土稅款項無着另行指撥的款摺」。

㉗ 前掲「度支部奏議覆鄂督奏請停解廣西邊餉并將上年欠餉免其補解均難照准摺」。

㉘ 「夙國銀行」と交渉がまとまりつつあつたのを、張之洞が命令して橫浜正金に変更させたことされる。演習需要品はできるだけ三井物産に注文することとされていた。前掲「对支借款關係條件」五湖北省ノ部、(4)善後局对橫浜正金銀行。

㉙ 『政治官報』宣統元年八月二八日七〇三号。

㉚ 『政治官報』宣統元年九月二十二日七二五号「度支部會奏議覆鄂督奏湖北善後局收不敷用擬辦法摺」。

①⑩ 『政治官報』宣統元年九月二三日七二八号。「度支部奏議鄂督奏湖北財政援案請試辦公債票摺」。

①① 『政治官報』宣統元年二月四日七六九号。「陳夔龍奏設立後湖清文局請飭部立案摺」。

①② 『政治官報』宣統元年二月三日七六八号。「陳夔龍奏辦漢口後湖馬路情形摺」。

①③・①④ 前掲外務省記録『対支借款關係雜件』五湖北省ノ部、(5)善後局借款申出。

①⑤ 光緒三十四年の湖北省政府財政は歳入一六〇〇万兩余、歳出一八〇〇万兩余とされ、支出費目中軍事費が六百万兩以上を占めたと中央に報告されている。以後についても憲政準備のための経費(審判庁建設等)や湖北海軍経費六十万兩の支出が予想され悪化する可能性が述べられ

四 省財政と州県行政

庚子賠償金借款分担以前に於ては、省政府の州県財政への関心はもっぱら支出費目とその財源の確定に中心があった。

徵稅機關の中間搾取の機会縮小を狙ったのである。一八九九年張之洞は辺境の鄖陽・宜昌・施南三府に対し、各府が所属の県から公務執行経費と諸々の心付け、虚礼費を取得することを禁止し、毎年公費三千兩、心付け五百兩に固定し土薬稅局等の経費から賄うようにした。^①懸案の厘金局の中間搾取防止も、従来の人材重視主義に加えてあいまいな費目をなくす方向に向かわせつつあった。当時厘金が独自に所在地方の土木事業の経費を負担し省には虚数を報告する傾向があったが一八九二年これを禁止し善後局の許可制にする。^②また契稅を整理したこともこの施策の一環である。これまで胥吏任せで放任していた契稅徵收を、布政司善後局発行の三連單を給し、通し番号を付けさせる体制にする。あくまで地元の「公正紳士」に委託するなど現実的な柔軟さを持たせつつも、旧契によるものは裁判の証拠にしないとする手段に訴え、中間搾

ている。『政治官報』宣統元年二月二七日「護理湖広総督楊文鼎奏上年財政報告冊表清理完竣情形摺」。

①⑥ 『政治官報』宣統三年六月二日一三二三号。「湖広總督瑞澂奏三年歳出予算不敷切実核減摺」。

①⑦ 『中国近代外債史統計資料』五二三頁。湖北省は横浜正金に借款整理のための低利長期借款二百万兩を申出していたが、日本側は担保不安のため断わっていた。前掲外務省記録(5)布政使借款申出、(6)度支公所借款申出。

①⑧ 一九〇二年は二、一三三、〇四三海關兩。一九一〇年は三、二一六、九三四海關兩。Returns of trade and trade reports, 1902, 1911, Hankow.

取の餌食だった契税を公財政に引き入れた。^③ こうした方針は辛亥革命まで一貫して進められてゆくものである。^④

一九〇二年の賠款捐割当てでは省の州県への統制の画期となる。表2に見られる諸課税は雑然と並列されていたのではなく、当初は籤捐と丁漕・房捐・舖捐の二本立になっていた。善後局に籤捐所を設け宝くじを大中小県の三段階で各県に割り当て、その不売残高を諸税で賄う方式にしていたのである。^⑤ だが漢口等は別として各州県での籤捐の売れ行きは鈍く、間もなく籤捐割当ては停止される。その代替として各州県の事情に合わせて賠償金負担財源を地元を決めさせる方針を取った。^⑥ 「紳民」が納税し易い方法をその手で選択させたのである。その結果各県は田賦附加・串票捐を主とし、その他契税・舖捐を以て賠款捐とする。^⑦ そもそも張之洞が籤捐を並行させたのは、農民への直接課税を避ける意図があった。だが結局多くは農民への直接税附加となってしまうのである。二年余り後一九〇四年九月六日、六〇万余に上る賠款捐を、土膏捐・銅元鑄造差益収入の増加があるとは言え練兵処経費分担等による財政窮乏化の中で、敢て学堂捐と改名し地方の学校建設費として留保したのは、この脈絡からも考えねばならない。^⑧ 農民への直接税加増を警戒する張之洞にとって、弾力性のない税収に固執するより省税収から賠款捐を切り捨て地方新政費として固定する方が、より効率的であった。一九〇五年一月一〇日宜城県の衛田の民戸が衛田への田賦課税に反対し、暴動を起こしている。張之洞は、弾圧を加えると同時に一定の衛田課税の税制見直しをする方針をとる。^⑨ やはり耕地課税は権力に取って高くつくことになりかねなかった。

農村部州県と並び都市部に於ても、表2に見られる諸營業税等の商人層対象の直接税が幅広く課せられた。これら諸税は専ら各都市の警察創設並びに維持経費として運用される。舖捐も武昌・漢口・沙市・宜昌・樊城・老河口といった官錢局分局設置都市に於ては、学堂捐でなく警察捐とされた。^⑩ 房捐も警察経費に充てられたが、低所得者層の房捐納税は免除している。^⑪ 内陸部開港後の教案多発等の治安上の不安が營業成績に関係する商人層を、「受益者負担」の論理で納税者として狙ったことが窺われる。

つまり新政に於ける一つの柱である学校建設と警察設立といった地方行政業務を、在地の自立自助に任せるのが省政府

の方針だった。そしてこれらの諸税は全て納税者側との協議により納税額を定めている点に注意しなければならない。^⑩ 末端まで完備した徴税機構が存在しない状況の下では、確実な外形標準による課税―収益税に頼りかつ「紳董」層への協議委任の形態で徴税するのが、最も徴税経費がかからない方法だったのである。^⑪ こうしたあり方は商会などの一定の在地自治団体を省政府側から創出する動きとも連動するものであった。そして逆に自立自助的財政構造が、州県に於ける新政の限界ともなる。固定的な財源を越えては行政業務は発展し得ない仕組であった。^⑫

省財政に於ける租税外収入減少と軍事費負担増加による財政不均衡の拡大は、こうした県行政の自立自助性を一面強化しつつ、また一面合理化と省集中を強める方向に向かわせる。一九〇五年六月一日警察学堂経費の捻出に悩む省政府は、各地の警察費用に充当されていた舖捐を吸収する。^⑬ その一方で一九〇七年九月張は会党反乱の盛んな老河口に光化県の機能を移転し、県署・捕衛・監獄建設費を当地商幫が乾隆年間より供出している堤防修理費を以て負担させる。^⑭ また一九〇八年十月陳夔龍は漢口の巡防隊を三營から四營に増強するが、その年間経費二万兩を現地商会に負担させる。^⑮ 表2の錢業碑照捐新設もこれと関わる。^⑯ 学校建設に於ても同様な傾向が現れている。一九〇九年七月四日陳は各地の学堂捐を五割武昌に集中する方針を出す。^⑰ 重点配分方式に移行しなければ経営が危くなって来たのである。翌年秋には省の学務公所は極端な財政難に陥り、各学校に対し自力で票号等民間からの借入等で乗り切る方針を出す程となった。主財源たる籤捐が減収して賠償金借款のみに支出され、また学務公所用の塩課が中央の塩政処経費として吸収され、学堂捐の欠解が多くなつたのが直接原因である。^⑱

協議委任方式の徴税にも一部変化が生ずる。黄梅県は煙草産地であり一九〇〇年賠償金借款返済のため煙捐を納めることとなり、二九〇〇串文を定額とし現地商人の一括納税となっていた。ところが一九〇七年から徴税吏が直接派遣され任意に増税する事態となった。^⑲ 横浜正金からの善後局借款担保として、煙酒糖税が指定されたことによる。^⑳ 応山県では盛況だった煙草栽培が増税と市場価格低落により衰退してしまう。^㉑ 新軍が煙草を食いつぶしたのである。

省政府の財政危機はこうして新政行政に省中央と地方の間の格差を設け、また収益性の高い商品の課税を強めることで財政負担の州県間格差をもたらず。だが一貫しているのは、その商業資本を財政基盤としようとする省政府側の意図である。それは「商富をして郷農に代りて出資せしめ並びに外省官商過客をして本省民人に代わりて出資せしむ」という張之洞の表現に端的に表われている。小農を納税者とする直接税は避けても都市向直接税は拡大する。決してそれは農本主義的指向ではなく、漢口を中心とする開港場経済の発展に依拠しようとするものであった。

- ① 『張全集』電牘三七「致鄧陽許守老河口土稅局馮令宜昌凌道台陳守施南領守來鳳經費局侯令」光緒二十五年正月一日「致鄧陽許守宜昌陳守施南領守老河口補稅局馮令宜昌土稅局凌道台來鳳峽路經費局」光緒二十五年二月八日。
- ② 『張全集』公牘一四「札北善後牙厘局厘金款項不得虛解虛收」光緒一八年二月八日。
- ③ 定めた契稅徵收の章程の第六條には不派書差勒云、亦不派紳士挨戶清查、但出示曉諭、並令地保沿街鳴鑼傳知、不准入業戶之門、自無騷擾。とあり、強制的手段をとらないことを強調しているのが特徴である。
- ④ 『張全集』奏議五十「整頓田房契稅摺」光緒二十五年二月二十九日。省の方針に対応して各県も稅契處を設置する。麻城縣の場合これを機に不動産價格による四等級徵收に改める。『麻城縣志』前編、卷三食貨、一二頁。
- ⑤ 一九一一年、憲政準備の一環として全県を三等に分けて經費を確定させたのはその延長である。『政治官報』宣統三年三月二十八日一二五号「瑞澂奏擬定湖北府州原署旧經費摺」。
- ⑥ 『張全集』電牘五五「致黃岡守令」光緒二十七年二月二十九日。電牘五八「致武昌梁守……」光緒二十八年三月一五日。
- ⑦ 『張全集』電牘五八「致武昌梁守……」光緒二十八年四月十日。
- ⑧ 『張全集』奏議六五「改州縣賠款捐為學堂捐留辦本地學務摺」光緒三十一年二月二日。
- ⑨ 雖各屬辦法不同、大率出於丁漕串票等項、或兼資稅契、或取給鋪捐。
- ⑩ 公牘二十「札各屬免解賠款留辦學堂」光緒三十年七月二七日。
- ⑪ 『張全集』電牘七十「致襄陽鄧道台魁守劉參將水金」光緒三十一年二月一日。
- ⑫ 前掲「札各屬免解賠款留辦學堂」。
- ⑬ 『張全集』公牘二十一「札警察局除免小戶房捐」光緒三十年七月二十九日。
- ⑭ 例えば一九〇一年宜昌道台は宜昌市中に鋪捐を課することにした。紳商たちは会合して毎年千文から二百文の稅額を提案する。それに對し道台は四千文を上限とすることを希望したが、商人たちの反對により妥協す。Edkins, *op. cit.*, p. 166.
- ⑮ 張の次の言はその反映であらう。
- ⑯ 此次所捐之款、要皆与紳民籌商、出自衆論。
- ⑰ 前掲「酌改州縣錢捐為賠款捐摺」。
- ⑱ 一九一〇年當時廬山県には農業學堂を附設する高等小學堂(教師十名生徒百名前後)が一枚あり經費は年六千串文。他に初等學堂四とさ

れている。一九一五年当時同県の学堂捐は二三、四八三串文、内五五%を省へ送金し県に留保されるのは六、〇六七串文であった。『支那省別全誌』第九卷湖北省、一五八頁。魏頌唐編『湖北財政概略』附「湖北省県丁漕屯租項下附取学捐年額一覽表」。

⑮ 「張全集」電牘七十七「致襄陽鄂道台鄧守光化歐陽令宜昌陳守孫署令」光緒三十一年五月八日。

⑯ 「張全集」奏議七十「光化移駐原治建設衙署摺」光緒三十三年七月二八日。

⑰ 『政治官報』光緒三十四年八月二十九日三三八号「陳奏添募巡防隊一營就地籌款撥濟片」。

⑱ 同税は一九〇八年に開始されるが、税収は三分され一は漢口練勇經費、一は警察經費、一は商会費用とされた。『湖北財政説明書』四二頁。

⑲ 辺境の一二州県を除き、五割を省政府へ送金させた。四二万串余を試算している。『政治官報』宣統元年五月一七日六〇四号「陳奏賠款

改学堂捐酌提五成充省城辦学堂經費請立案片」。

⑳ 『京津時報』一九一〇年七月一日（『辛亥革命在湖北史料選輯』二五〇頁より）。

㉑ 『湖北諮議局第一次常年會議決案報告書』下卷（『辛亥革命在湖北史料選輯』二三三—三六頁より）。

㉒ 註②中の増税を指揮する「王委」は一九〇四年末張之洞が煙酒糖稅を担保とする借款を企画した際に登場する幕僚王鳳瀛のことと思われる。前掲「対支借款關係雜件」五湖北省ノ部(1)張總督借款申出。

㉓ 註②に同じ。

㉔ 籤指実施の時の意圖を述べたものである（『張全集』電牘五八「致武昌梁守……」光緒二十八年三月一五日）が、ハートの地丁増徴案に対する反対上奏にもこの発想は貫かれている。

如其所議、則拳每年國家四万万兩之用款、尽取諸服田力穡之農、而一切工商反不須納絲毫之賦稅、事之不平莫此為甚。前掲「核議懲條陳籌餉節略窒礙難行摺」。

五 開港場經濟と官錢局の活動

一八九〇年代から第一次大戦にかけては、世界的に貿易が飛躍的拡大を遂げた時期である^①。中国内陸部最大の物質集散地、漢口の貿易額も高い伸び率を示す。張之洞は中国側のイニシアチブによる漢口の中継貿易都市機能の發展を早くから目指し、省政府側の市場問題担当機関として商務局を設立し、政策受入母体となるべき客商資本の結集の場としての商会の建設を働きかけた。だが中継都市であるが故に在地性に乏しい客商を幫へ越えて集結させるのは容易ではなかった^②。一般に幫ごとに度量衡が異なるのは常識であったが、九省の会であるが故に漢口のそれは際立っていた^③。

そうした客商たちに在地性を附与する条件となったのは、単なる客商の活動域としての通商範圍とは質を異にする漢口

經濟圏といふべきものの成立である。一九〇二年以降の銅元鑄造とそれを兌換貨とする官錢票の省内流通がその基礎となる。別稿の如く官錢票は農産物輸出促進手段として機能し、通用性の低い錢莊の錢票を駆逐しつつ事実上の省内幣制統一を達成する。それは意図的政策の一定の結果でもあった。張之洞は銅元鑄造開始以前の一九〇一年四月八日各知府に命じ、官錢票裏面に州県が捺印するのを禁止させている。^⑥ 納税手段として保障する為には直接の徵稅機關である州県の捺印が有効であるが、官錢票の全省流通を妨げるとの見地からの指示であった。行政域としての省をまず単一通貨流通域としようとする措置である。それと並び一九〇二年、建設中の京漢鐵道が漢口から河南の信陽に達すると、早速官錢局総弁高松如を信陽に派遣し現地錢莊に湖北官錢局分局業務を請け負わせ湖北官錢票の流通を任せさせた。^⑦ 信陽は胡麻等の集結点であり、それらは鐵道を通じて漢口から輸出されるのであるが、張は同時に現地に鐵路厘捐局を設け火車捐を徵收する。^⑧ 漢口經濟圏を官錢票を媒介として省を越えて形成し、財政基盤とする意図が見て取れる。

流通手段の統一は、流通過程からの徵稅体系に一定の統一化の動きを伴った。一商品が生産地から最終消費地までに二、三ヶ所から七、八ヶ所で厘金を取られると言われた状況は、^⑨ 厘局員の中間搾取も含め省政府にとってもかねてから合理化の対象としていた。無統制は中國商の洋行名議仮託による子口税を利用した脱税の温床であった。^⑩ 一九〇五年湖北省は厘金統捐を断行する。省内六一局を二九局に削減し、省内生産物が省外へ出る場合は生産地で徵收、省外からの流入商品は第一卡で徵收、省内生産省内消費商品は最大市鎮で一括徵收し省内での厘金重徵を基本的になくした。^⑪ 現場官吏の不正行為は尚伝えられはしたが、統捐が商業資本の利益に適う措置であったことは言うまでもない。省財政にとっても厘局削減にもかかわらず、厘金收錢額は増えこそすれ減収はしなかったのである。^⑫

統一通貨圏形成、商品課稅統一化に加えての一九〇五年の京漢鐵路開通は漢口の都市機能の質的轉換をもたらす。一つには農産物加工業の急速な發展である。広東・寧波籍商人等の創立にかかる製粉・豆糟・煙草・搾油・機械製茶工場が設立される。^⑬ そうした工場建設ブームは将来の川漢鐵路建設への期待とも相俟ち、漢口市街の大幅拡張工事が民間の氣運と

なつて行く。開港場拡張は、張之洞が地価高騰を税収源と期待していたことから湖北省政府の一貫した方針でもあった。張は漢水長江合流地域に一九〇五年大堤防を築き、後湖の干拓と道路建設を計画する^⑭。前述の後湖清丈局設置はその延長上にあつた。後湖開発は官商合体の大事業となつて行く^⑮。

漢口を中心とする経済圏が形成されて行く中、一九〇五年商務局総弁孫泰圻の強い働きかけで董事を選び漢口総商會が形式的に発足^⑯。続いて沙市・老河口等でも商會が設立され相互の章程の統一が図られるようになる^⑰。一九〇七年には農商部奏定の商會章程に則り商務總會が改めて組織され官側の商務局は撤廃、商會の自治機能が実質的に開始する^⑱。治安などの現地自助方式は商會の成立を待つて可能になる。漢口商會は市場の金融危機救済の事務に当たるなどの他、省政府の地方行政を一部肩代わりもし始める。一九〇九年秋漢口地方は激しい水害に見舞われる。省は救済資金を百万串集めることを計画するが、内五〇万串は漢口商會の募金であつた^⑲。賑恤業務の代替である。

以上のような仲買商に在地性を付与する漢口経済圏の形成にイニシアチブを取り、財政不均衡の中で新政諸業務を遂行させた機関が官錢局であつた。官錢局が官錢票の信用維持と流通拡大に努めた結果、商業資本集積の条件を形成したことは別稿に述べた。ここでは省財政との関連を検討する。官錢局は善後局財政を背後から支える目的を以て創設されたものであり、張之洞は官錢局責任者高松如に善後局・銅元局の要職を兼任させ^⑳、三局の連動を期している。

前出表5の如く銅元鑄造差益は財政危機を救うと同時にあらゆる新政業務の経費に充当された。が、官錢局の活動は表5の枠に留まらない。官錢局は農業学堂に対するように省政府の諸団体に信用を供与する。警察・学校^㉑・武漢博覽會^㉒・地方の勸工所運営など多くの省政府事業が官錢局を緊急避難的な融通先としていた。軍事費・賠償金捻出に追われる財政状況では官錢局貸出の手段によるしかなかつたのである。製紙工場などの官立工場も官錢局の金融に頼つた^㉓。また川漢鐵路建設・漢口後湖市街地化といった大型開発計画にも関与し資金融通の要となる。後湖清丈局経費百万兩の内三〇万兩は官錢局支出である。川漢鐵路公司は中途まで募集した資金を工事着工までの間官錢局に年利六%で預けている^㉔。官錢局は官

錢票発行を通して錢莊、仲買商に信用を供与していたが、官錢票の通用性が低落しない限りそれは確実な營業であった。

湖北省財政は官錢局を中心に展開する。陳夔龍が善後局財政改革で江漢關・布政司の公金を官錢局に預け、それを通して善後局へ貸出しすることを盛り込んだのは、行政機關の多元的構造を反映して統一公庫制が成立していないが故に生ずる遊休公金を官錢局の營業を通して運用しようとしたことを示す。また同改革案の公債募集は官錢局抜きには考えられない。発行募集するのが官錢局なら償還財源も四割は官錢局収入であった^②。さらに湖北省公債が模倣した直隸省公債と違う点は、湖北省公債を担保にして公債所有者は官錢局より融通を受ける権利を有すとしたことである^③。直隸省公債が州県への強制割当、つまり事実上変形的増税にすぎなかったことと比べると、近代的な公信用と呼ぶに足る。湖北官錢局の信用の高さを裏付ける。

一九〇八年末省財政の危機が深まる中、漢口に金融恐慌が生ずる。湖北省政府は財政難にもかかわらず官錢局から五〇万兩、布政司から同じく五〇万兩を供出し、漢口商會に貸し出して市況回復資金とさせ、そして金融危機の焦点となっていた倒産した三錢莊の滙豐銀行に対する負債を、省政府の滙豐への借款の形で肩代わりしたのであった^④。漢口經濟の衰退はそのまま省財政そして行政業務の停止につながるからである。官錢局の信用創造と商會の自立自助性は、辛亥革命後も漢口經濟の支柱となる。

しかし官錢局を中心とする開港場經濟の展開は過渡期的な矛盾を本来的に有するものだった。前述の銅貨相場下落による銀建財政収入伸び悩みは最も端的な現象である。限界性は機械制大工場の市場問題としても現われる。農産物集中を背景にした農産物加工工業は固定的な外国市場か或いは在地市場を想定して營業を開始する。だが比較的多大な固定資本を必要とし、かつ省を越えた市場を必要とする性格の企業の場合、全国的な規模での保護措置が要求された。湖北省政府は製麻局・フェルト工場・セメント工場・製紙工場の製品の全国的厘金免除を清朝中央に要求したが、税務処は断固として認めず諸工場の民間資本募集を困難にさせてしまった^⑤。

また資本募集にも限界があった。湖北に於ける大型事業は決して湖北省内の自弁で行なわれたのではない。漢口既済水電公司は中国人資本による水道・電気会社であり漢口最大の資本額を誇る企業であったが、その三百万元もの資本募集は上海の錢莊筋等に頼ることによって可能になったのであった。多大な固定資本投資には省を越えた資本移動が不可欠だったのである。結局、官錢票の築いた通貨圏は農産物の開港場への集中とその加工業の勃興を許容範囲とするものであり、まさしく二十世紀初頭中国の經濟状況に対応したものであったのである。何よりも湖北官錢局に於ては為替業務が未発達であったことは限地的性格を如実に示す。清末の各地の金融恐慌が関連は持ちつつも、基本的に地域的なものに留まる背景がここにある。

① 多角的貿易の世界体系の成立により、食料・原料の世界貿易額は工業製品とともに顕著な増大傾向を示す。藤瀬浩司「二〇世紀最初の三分の一世紀における世界貿易の構造」『調査と資料』（名大・經濟）六一号参照。

② 清末二十年間に純貿易額は四倍弱の増加を見せた。拙稿参照。

③ 商務局は輸入代替産業設立の啓蒙等を主要目的として設立される。

④ 『張全集』奏議四九「漢口試辦商務局酌擬辦法摺」光緒二十四年八月八日。金融逼迫時には現銀持出し抑制などの統制も行なった。『通商彙纂』一七四号「漢口市況」。

⑤ 世界市場に於ける相対的後退に危機感を持ちだした茶商達は商務局の働きかけもあり茶業公所設立に向うが喫習と微習の意見が合わずなかなか成立しなかった。『東方雜誌』二一七各省商務彙誌。

⑥ 根岸佳は漢口に於ける両の種別はギルドの數に一致すると言ってよいとしている。『中国のギルド』（一九五三年）三六一―四頁。

⑦ 『張全集』電牘五一「致漢陽趙守貴州魁守……」光緒二十七年二月二十日。

⑧ 『張全集』電牘六三「致信陽南汝光道朱道台」光緒二十八年九月二九日。

⑨ 『張全集』電牘六三「致外務部」光緒二十八年八月二五日。信陽の農産物取引は漢口の市況と密接な関係があり、また一九一五年の時点に於ても当地の一般流通紙幣は当地錢莊發行の錢票と武昌造幣廠發行の官錢票であった。『支那省別全誌』第八卷河南省九五四―八頁。

⑩ 『張全集』電牘六十「致江甯劉制台」光緒二十八年六月三日。特に日本商人の名義に仮託した脱税が多かった。『張全集』電牘六三「致外務部江甯劉制台上海呂大臣盛大臣」光緒二十八年八月二九日。

⑪ 『張全集』公牘三六「改辦統捐示并章程」光緒三十一年五月一日。

⑫ 統捐前は二百數十万串の税収だったが統捐後は三百万串の税収を数え、雜収入を入れると四百万串に及ぶとされた。『湖北通志』經政志八 權稅三三頁。

⑬ 『支那省別全誌』湖北省七二―一五頁、七二八―一九頁、七二六―一八頁。『通商彙纂』明治四十年一五号「福華烟公司製造兩切卷煙草概況」。

劉欽生經營の立興豆糧製造所は京漢鐵路經由の河南産大豆を用いるため、漢口停車場附近に倉庫を設置した。鉄道の果たした役割は明瞭である。『通商彙纂』明治四十年一六号「漢口ニ於ケル新設豆糧製造所概況」。

⑬ 『張全集』公牘二一「札江漢関道設漢鎮馬路工程局」光緒三十一年正月二十五日。 「札江漢関道設漢鎮馬路工程局」光緒三十一年正月二十五日。

⑭ 商人三三名が發起人となり官錢局より三十万兩借入して計画を進行させてゆく。『通商彙纂』明治四十二年五九号「漢口市街擴張計画」。特に大資本家劉欽生は積極的に後湖開発・市街擴張を推進していった。

⑮ 『東方雜誌』四一「各省商務彙誌」。

⑯ 『東方雜誌』二一七各省商務彙誌。漢口開辦商會、早由商部立案。然商人不甚踴躍。近經商務局孫鎮察奏折備免伝單、切実勸導、各商始聞風興起。計已舉出董事二人、其余亦陸續選舉。擬暫租民居、応用、俟新商務局建成、即行移設局内云。

⑰ やはり行政側からの指導が目立つ。

襄陽府属老河口商務頗盛。光化県黃大令因力勸商民組織商會、以期連絡、商人頗表同情、茲已稟請立案開辦矣。

⑱ 『東方雜誌』三一「各省商務彙誌」。

⑲ 『東方雜誌』三一「各省商務彙誌」。

⑳ 『夏口県志』卷二「商務志」一四一五頁。

一九〇八年には漢口商務總會章程が制定されるが、その五二条に「凡ソ商務ニ関スル重要事件ハ、假令本會ノ議決ヲ經タルモノト雖モ農工商部ニ稟申シ且ツ湖北官憲ノ批准ヲ經サレハ處理スルコトヲ得ス」とあり、行政側の指導の余地を残した。『通商彙纂』明治四十一年二六号「漢口商務總會設立及章程」。

商會設立についての先行する業績としては、曾田三郎「商會の設立」(『歴史学研究』四二二号)がある。

⑳ 『通商彙纂』明治四十二年六二号「漢口地方水害ノ經濟界ニ及ホセル影響」。『政治官報』宣統二年六月一日九六五号「瑞澂奏請將賑賑事宜統籌辦理並督催修堤情形摺」。

㉑ 『張全集』公牘二一「札知府高松如兼充銅幣局提調」光緒二十八年八月一日、公牘一九「札官錢局坐辦高松如兼充善後局總辦文案」光緒二十七年九月十日。後者文中冒頭に「照得湖北設立官錢局、原所以濟善後要餉之需、必須加意維持、使官票流通」とあり、善後局財政と官錢局活動の密切な関係を窺わせる。

㉒ 農業試驗場設置のため牛皮捐を担保とし経費を官錢局に立替えさせた。『張全集』電牘六四「致武昌銅幣制台」光緒二十八年二月二十八日。

㉓ 警察に關しては『政治官報』宣統元年八月六日六八一号「陳夔龍奏武昌警察經費不敷懇由司関兩庫撥款摺」参照。学校に關しては前掲『京津時報』一九一〇年七月一日四日参照。

㉔ 『政治官報』宣統元年八月二九日七〇四号「陳奏鄂省開辦武漢勸業獎進會等摺」。経費三万八千元を官錢局撥捐局が負担した。

㉕ 『張全集』公牘三三「批施南府施紀雲稟請充勸工所」光緒三十三年二月二日。前掲『京津時報』一九一〇年七月一日四日。

㉖ 『東方雜誌』四一「二各省工芸彙誌」。

白沙洲官立造紙廠近已開辦。以高佑諸觀察為總辦、一切經費均由官錢局開支。

官立製皮廠もまた官錢局から五万兩の融資を受けている。『湖北通志』經政志二「新政十頁」。

㉗ 前掲「陳奏辦漢口後湖馬路情形摺」。

㉘ 『政治官報』宣統元年二月一日四八三号「陳奏查明湖北川漢鐵路資本情形片」。

㉙ 償還財源は次のとおり。湖北藩庫雜款六万兩。湖北塩庫練兵新餉十万兩。江漢関籌撥六万兩。善後局漢口清丈及後湖清丈局整頓溢稅契

七万両。官錢局盈余项下二十万両。鑄捐局盈余项下三万両。以上毎年五二万両。『政治官報』宣統元年八月二十九日「陳奏財政支絀擬辦公債票摺併單」。

③④ 同右。

③① 中村義「清末政治と官僚資本」『中国近代化の社会構造』(一九六〇年)三六頁。

③② 『通商彙纂』明治四二年四号「漢口經濟界ノ恐慌ニ関スル統報」。

③③ 『中国近代外債史統計資料』四四―四五頁。

③④ 製麻局について言えば、陳夔龍は三年間に限定して免税措置をとれ

六 結びにかえて

一九世紀末から二十世紀初頭にかけての世界的規模の多角的貿易体系の成立は中国を工業製品市場としてだけでなく農産物等一次産品輸出国として位置づける。それに伴ない八〇年代までの茶・生糸に特化した輸出構成は多様な農産物を取りこんだものに転化してゆく。^①一方帝国主義により課せられた巨大な二度の賠償金借款の分担は、各省政府に流通拡大による生ずる農民剰余(無論、外的要因だけでなく小経営の内在的發展を歴史的條件とする)の公的収奪を急がせる。未発達な流通構造の下での農産物の開港場への吸引が引き起こす銅貨供給逼迫は銅貨鑄造差益という即効的な財源をもたらした。従来からの多元的行政権力構造の上に構築された通貨供給能力と独自財源創出は、清末から民国にかけての権力の分省的展開の基礎となる。そうした一般的傾向と同時に見落してはならないのは地域間較差である。一九〇九年に於ける官錢票發行額は湖北一五〇〇万串に対し山東は二〇〇万串であった。^②両省の官錢局の營業業務内容自体にほとんど差異はみられない。^③他の條件を捨象してはならないが、これは両省に於ける貨幣需要の差異を示唆する差であると考えてよからう。表1で示した両省の歳入構成の相違は依るべき再生産構造、殊に商品流通量の差によってもたらされたのである。

ば販路が伸びると主張する(『政治官報』光緒三四年二月八日四二五号「陳奏機器麻事屬創始仍懇暫免税厘摺」)が、稅務処はマッケー条約に定められた輸入品國産品一律課税に違反するとして拒否する。同様にフェルト廠・造紙廠の免税要求も拒否される。『政治官報』光緒三四年一月二四日「稅務大臣奏核撥湖北甦呢廠徵免稅項分別准駁摺」、宣統元年二月九日四七八号「稅務大臣會奏核議鄂督奏湖北造紙廠徵免稅項分別准駁摺」。

③⑤ 水野幸吉「漢口」(一九〇七年)六八七―八頁。

③⑥ 『東方雜誌』二四、各省財政彙誌。

強制された財政膨張は、農民剰余の徴収形態に於ける省間較差をもたらした。湖北省は漢口経済圏の発展の故に、弾力性に乏しい地稅依存財政から脱却できない省に對する財政的優位を獲得する。流通拡大に伴う地域經濟の不均等發展は財政上の不均等となつた。だがまさしくそれ故に農民剰余取得分の分配をめぐつて中央と省、省と省の間に財政上の矛盾が深刻化したのである。革命瓜分論・連省自治論が單なる觀念上の産物にとどまらない物質的側面がそこに存在していた。なお注意すべきは「中央⇄地方」という形式論理的二元論におちいらぬことである。前述の開港場經濟の限界こそは、二十年代からの全国的統一への諸傾向をもたらす。一九三五年の國民政府による幣制改革による初の全国的統一幣制實現がその帰結である。清末に於ける分省化の諸原動力の中にこそ逆にその地方性を打破してゆく動機が包含されていると考へるのであるが、それについては別の機会に論じたい。

① 江漢関に於ては茶の比重は下がり、胡麻・牛皮・桐油・棉花等が上昇してゆく。前掲拙稿参照。

③ 『山東財政説明書』一四一四〇頁参照。

（京都大学大学院生

② 『中国近代貨幣史資料』第一輯一〇二二頁。

The finance of province government in the
late period of the *Qing* 清 dynasty
—the province of Hubei 湖北—

by

Akinobu Kuroda

In the late period of the *Qing* dynasty, the indemnities which were paid two times and the reform of the power structure, chiefly the foundation of the new armies, forced each province 省 government to increase the finance rapidly. The province government of *Hubei*, which promoted this reform actively, dealt with the increasing expenses by adding the income other than taxes, for example margin profits from striking copper coins, to the system of taxation imposed mainly on the circulation: a consumption tax, a toll and so forth. So its finance became relatively sound. But, for that reason, it was obliged to bear too heavy a burden in the military expansion. This too heavy burden hindered the administrative activities, and resulted in the conflict of the policy between the province government of *Hubei* and the central government of *Qing*.

Behind the relative superiority of the finance, we must remark the development of the economy of *Hankou* 漢口 in which the Mint Bureau 官錢局 played a principal part and which was much stimulated by entering the world market.

Le trafic hispano-américain et la France
aux XVI^e et XVII^e siècles

par

Haruhiko Hattori

Du XVI^e au XVIII^e siècle, la genèse et le développement du trafic hispano-américain ouvrirent aux industries textiles européennes un gr-